

令和6年分

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

説明書Aの1ページの図にて、扶養親族等申告書(以下「申告書」といいます。)の提出が必要となった方は、この手引きをご覧ください。

1 申告書の記入と提出の流れ

◇ 提出年月日を記入

◇ A欄「受給者本人」の必要事項を記入

- ・氏名を記入し、フリガナ・生年月日等が正しいか確認してください。
「電話番号」欄には日中連絡のつく電話番号または携帯電話の番号を記入してください。
- ・代筆の場合は代筆者の氏名と受給者との続柄(子、成年後見人等)を記入してください。

◇ 受給者本人について、

- ・寡婦・ひとり親控除を申告する場合、A欄の「寡婦・ひとり親」を記入→2ページ参照
- ・障害者控除を申告する場合、A欄の「障害者控除の要件」等を記入→6・7ページ参照

控除対象となる配偶者または
扶養親族がない場合、
申告書の記入は終了です。

- ◇ 控除対象となる配偶者がいる場合、
B欄を記入 → 3ページ参照
- ◇ 扶養親族がいる場合、C欄を記入 → 4ページ参照

◇ 記入を終えたら、同封の返信用封筒に申告書を入れ、切手を貼って投函

- ・申告書はコピーではなく、原本を提出してください。
- ・申告書以外の届書、お手紙等は同封しないでください。
- ・申告書は、法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします。

(注) 年齢や所得見積額は、令和6年12月31日時点の状況を想定し、記入してください。

記入方法はYouTubeでも説明しています。
スマートフォン等で右の二次元コードを読み取り
ご覧ください。



公立学校共済組合 扶養親族等申告書 動画

検索



2 記入の仕方

- ▶ 黒ボールペン等、消すことができない筆記用具で記入してください。
- ▶ 訂正する場合は、該当部分を二重線で消し、訂正してください。
- ▶ 印字されている控除対象となる配偶者や扶養親族のうち、令和6年分について申告しない方がいる場合は、その方の欄全体を大きく×で消してください。

<訂正の場合>

<記入例>

昭和20年1月2日生まれ
に訂正する場合

65	1	2	3	4
明	大	昭	平	
生年	年	月	日	
66	20	01	02	
月日				

- ※ 生年月日の年・月・日が1桁の場合はそれぞれ右詰めで記入し、先頭に「0」を記入してください。
例：昭和20年1月2日生まれ→「200102」

<削除の場合>

扶養親族		フリガナ	コウリン イチロウ	受給者との関係	住所	所得見積額	48万円超	氏名	公立 一郎	生年	60	04	02	障害者控除の要件	普通・障害
氏名		公立 一郎		生年	60	04	02	個人番号(マイナンバー)		扶養区分	老人	特定	障害区分	普通・障害	特別・障害

3 寡婦控除・ひとり親控除の申告

A欄

要件

「寡婦」「ひとり親」とは、受給者本人が現在婚姻をされていない方、または、配偶者の生死が明らかでない方で、下表の要件に該当する方です。

受給者本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	(※2)・(※3) 配偶者との離別事由	区分
500万円以下	男性	所得の見積額が48万円以下の生計を同一にする子 ^(※1) がいる	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
	女性	所得の見積額が48万円以下の生計を同一にする子 ^(※1) がいる	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦
		扶養親族がいない	死別・生死不明	

- ※1 「生計を同一にする」とは、日常の生活費等を共にすることをいいます。
就学、療養等のため別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常に送金している場合は生計を同一にするものとして取り扱われます。
- 「子」は、他の方の控除対象配偶者(同一生計配偶者)または他の方の扶養親族とされていない方に限られます。
- ※2 「死別」「離婚」は、死別後または離婚後に再婚をしていない方に限られます。
- ※3 寡婦控除、ひとり親控除のいずれも、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外です。

記入方法

- ▶ 寡婦控除・ひとり親控除の要件に該当し、申告する場合は、次のとおり記入をしてください。
- (1) 該当する離別事由に○をつけてください。
- (2) 「1 寡婦」または「5 ひとり親」に○をつけてください。

<記入例>

「1 寡婦」に○の印字がある場合

寡婦・ひとり親	離別事由(○は1つ)	1 寡婦	5 ひとり親
受給者の所得見積額は500万円以下	1 死別 2 離婚 3 生死不明 4 未婚	扶養親族の退職所得を除いた所得見積額が48万円以下(住民税のみ該当)	
		寡婦 ひとり親	

「寡婦」または「ひとり親」に○の印字がある場合でも必ず離別事由に○をつけてください。

- ※ 「寡婦・ひとり親(住民税のみ該当)」については、10ページ(令和6年中に退職手当等を有する配偶者・扶養親族がいる方)をご覧ください。

4 配偶者控除の申告 B欄

要件

受給者本人と同居・別居を問わず、生計を同一にする配偶者^(※1)のうち、下表(内の部分)の要件に該当する場合は、年金からの配偶者控除等の対象となります。

(令和6年12月31日時点の状況を想定してください。)

受給者本人の所得見積額	配偶者の所得見積額	0円～48万円	49万円～95万円	95万円超
900万円以下	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除 ・老人配偶者控除(70歳以上) ・障害者控除 		配偶者特別控除 ^(※2)	
900万円超		障害者控除 ^(※3)		控除対象外 ^(※4)

- ※1 ・「生計を同一にする」とは、日常の生活費等を共にすることをいいます。
就学、療養等のため別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常に送金している場合は生計を同一にするものとして取り扱われます。
- ・「配偶者」とは、民法の規定による配偶者であり、内縁の夫・妻は、配偶者控除の対象となりません。
また、青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除きます。
- ※2 配偶者の所得見積額が48万円超の場合、配偶者が70歳以上であっても、老人配偶者控除の対象となりません。
また、障害者であっても、障害者控除の対象となりません。
- ※3 ・受給者本人の所得見積額が900万円超であっても、配偶者が障害者に該当し、配偶者の所得見積額が48万円以下であれば、障害者控除の対象となります。
- ・受給者本人の所得見積額が900万円超の場合、配偶者控除については、年金からの控除対象となりませんが、確定申告において、配偶者控除の適用を受けられる場合があります。
- ※4 受給者本人の所得見積額が1,000万円以下、配偶者の所得見積額が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで配偶者特別控除の適用を受けられます。詳しくは、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

記入上の注意

扶養区分

70歳以上(生年月日が昭和30年1月1日以前の方)の控除対象となる配偶者で、所得見積額が48万円以下に該当する場合、「老人」に○をつけてください。

住所

「1 同居」「2 別居」「3 国外」のいずれかに○をつけてください。

・「2 別居」「3 国外」に○をつけた場合は、D欄にその方の氏名および住所を記入してください。

⇒ 「3 国外」に○をつけた場合は、6 国外に居住する控除対象配偶者および扶養親族の申告(5ページ)をご覧ください。

所得見積額

該当する所得見積額の区分に○をつけてください。

・前年(令和5年分)の申告において、所得見積額が48万円以下と申告された方は、「0円～48万円」に○を印字しています。

・配偶者の方で「49万円～95万円」に○をつけた場合は、所得見積額も記入してください(地方税法により申告が必要なため)。

〈記入例〉49万円～95万円に該当する場合

⇒ 8 所得見積額の計算方法(8～10ページ)をご覧ください。

所得見積額	0円～48万円	49万円～95万円	95万円超
	○	○	○

70 万円
所得=収入でないことに注意 (万円未満切捨)

障害者控除の申告

⇒ 7 障害者控除の申告(6・7ページ)をご覧ください。

5 扶養控除の申告

C欄

要件

受給者本人と同居・別居を問わず、生計を同一にする扶養親族^(※1)のうち、下表の条件に該当する場合は、扶養控除等の対象となります。

扶養区分	扶養親族の所得見積額	扶養親族の年齢	受けられる控除
控除対象扶養親族	48万円以下	扶養親族のうち、16歳以上の方 (生年月日が平成21年1月1日以前の方)	扶養控除 障害者控除 (該当者のみ)
老人扶養親族		控除対象扶養親族であり70歳以上の方 (生年月日が昭和30年1月1日以前の方)	
特定扶養親族		控除対象扶養親族であり19歳以上23歳未満の方 (生年月日が平成14年1月2日～平成18年1月1日の方)	
16歳未満の扶養親族 ^(※2)		16歳未満の方 (生年月日が平成21年1月2日以降の方)	障害者控除 (該当者のみ)

- ※1
- ・「生計を同一にする」とは、日常の生活費等を共にすることをいいます。就学、療養等のため別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常に送金している場合は生計を同一にするものとして取り扱われます。
 - ・「扶養親族」は、青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除きます。児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子、老人福祉法の規定により養護を委託された老人の方は扶養親族の対象となります。
- ※2 16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象にはなりません。地方税法により申告が必要となります。C欄に必要事項を記入してください。
- なお、障害者に該当する場合は障害者控除の対象となります。障害者控除については、7 障害者控除の申告(6・7ページ)をご覧ください。

記入上の注意

受給者との続柄

「3 子」または「9 その他」に○をつけてください。
 ・「9 その他」に○をつけた場合は、受給者との続柄(兄、母など)を〔 〕内に記入してください。

扶養区分

次に該当する場合、○をつけてください。
 ・70歳以上(生年月日が昭和30年1月1日以前の方)の控除対象扶養親族の方は、「老人」に○をつけてください。
 ・19歳以上23歳未満(生年月日が平成14年1月2日～平成18年1月1日の方)の控除対象扶養親族の方は、「特定」に○をつけてください。

住 所

「1 同居」「2 別居」「3 国外」のいずれかに○をつけてください。
 ・「2 別居」「3 国外」に○をつけた場合は、D欄にその方の氏名および住所を記入してください。
 ⇨ 「3 国外」に○をつけた場合は、6 国外に居住する控除対象配偶者および扶養親族の申告(5ページ)をご覧ください。

所得見積額

該当する所得見積額の区分に○をつけてください。
 ・前年(令和5年分)の申告において、扶養親族として登録されている方は「0円～48万円」に○を印字しています。
 ⇨ 8 所得見積額の計算方法(8～10ページ)をご覧ください。

障害者控除の申告

⇨ 7 障害者控除の申告(6・7ページ)をご覧ください。

6 国外に居住する控除対象配偶者および扶養親族の申告

B欄

C欄

国外に居住する控除対象となる配偶者および扶養親族（以下「非居住者^(注)」といいます。）について、配偶者（特別）控除、扶養控除または障害者控除の適用を受ける場合、必要な提出書類があります。《提出書類および記入方法》をご確認ください。

（注）「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有していない方をいいます。

- ※ ・16歳未満の方についても、地方税法により親族関係書類の提出が必要です。
- ・令和6年12月31日時点で引き続いて1年以上国外に居住している場合は、非居住者になります。
- 令和6年中に帰国される予定の場合は、日本国内の居住として申告してください。

《提出書類および記入方法》 ※ 住所欄の「3 国外」に○をつけたうえでご覧ください。

非居住者に該当する者		提出書類	申告書の「住所」欄等への記入方法	
控除対象となる配偶者		親族関係書類	—	
扶養親族	29歳以下または70歳以上	親族関係書類	—	
	30歳 ～ 69歳	a 留学	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係書類 ・留学ビザ等書類 外国政府または外国の地方公共団体が発行した留学による在留者であることを証明する書類 *日本語の翻訳文も併せて必ず提出	「住所」欄の「4 留学」に○をつける
		b 障害者	親族関係書類	「障害者控除の要件」欄および「障害区分」欄を記入
		c 年38万円以上の送金を受けている者	親族関係書類	「住所」欄の「5 年38万円以上送金」に○をつける
		d a～c以外の者	控 除 対 象 外	

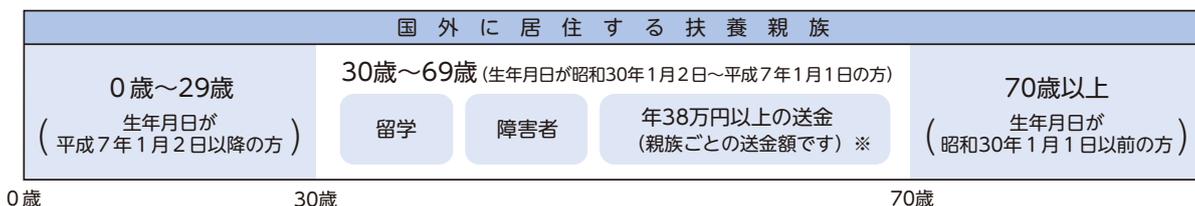
提出書類については、申告の都度、提出が必要です。

《親族関係書類》 下表の(1)または(2)のいずれかの書類を添付してください。

(1)	次の①、②の書類を両方提出してください。片方のみでは控除を受けることができません。 ① 戸籍の附票の写しなど日本国または地方公共団体が発行した書類（原本）で、非居住者が受給者本人の親族であることを証するもの ② 非居住者の旅券（パスポート）のコピー
(2)	外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（原本）で、非居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するもの ・非居住者の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限りします。 ・日本語の翻訳文も併せて必ず提出してください。

※ 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類について、不明な点がございましたら、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

国外に居住する扶養親族が控除対象となる要件は、下の図の塗りつぶし部分に該当する場合があります。



※ 受給者本人から令和6年において生活費または教育費に充てる年間38万円以上の送金を受ける見込みである者をいいます。

7 障害者控除の申告

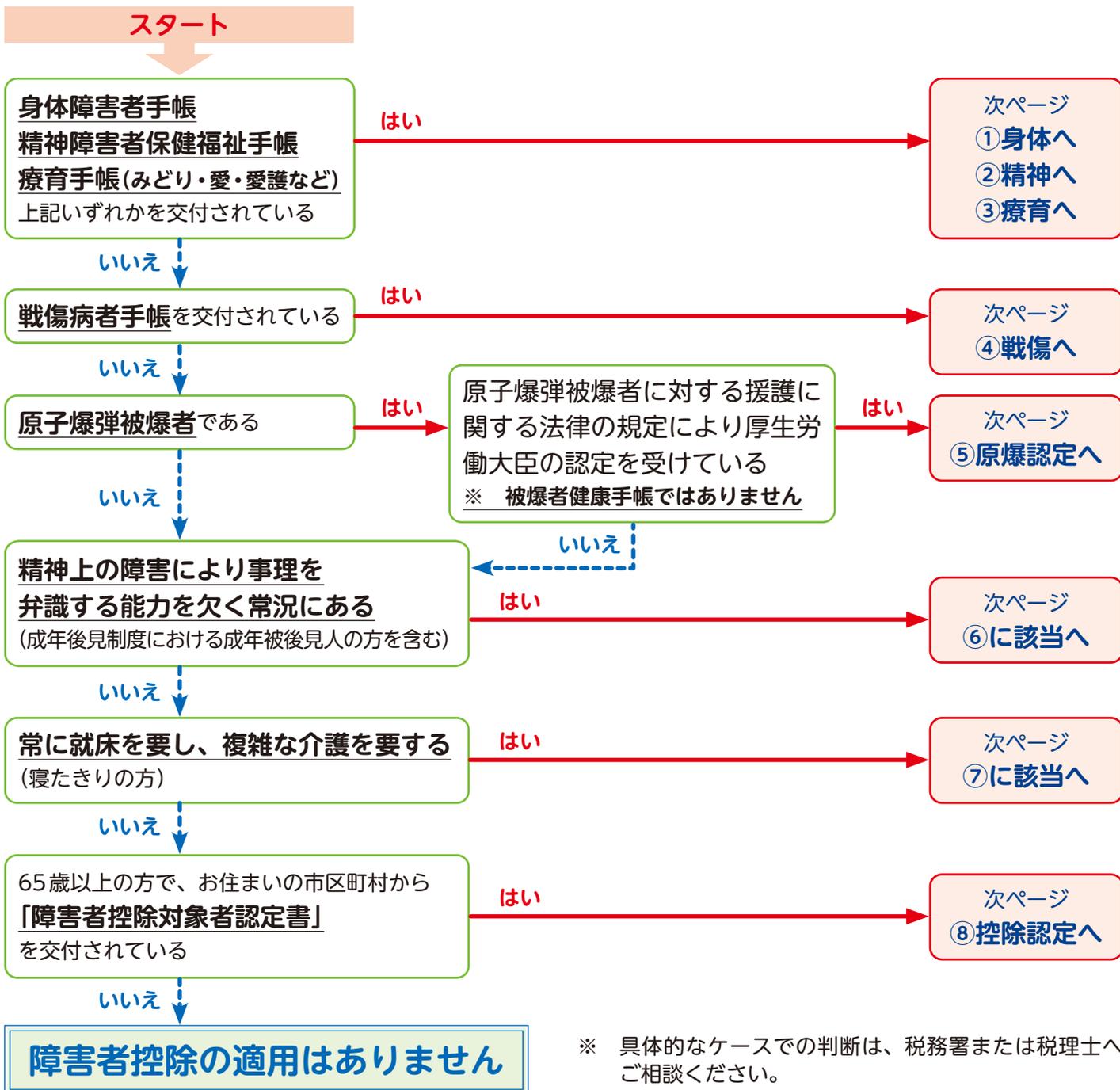
A欄

B欄

C欄

下の図をご覧ください、受給者本人または所得見積額が48万円以下の生計を同一にする配偶者や扶養親族が、障害者控除の要件に該当するかご確認ください。

①～⑧のいずれかに該当する場合は、障害者控除を受けることができます。



Q1 要介護(要支援)認定を受けていますが、障害者控除の対象となりますか？



A1 要介護(要支援)認定を受けている方であっても、上記①～⑧のいずれかに該当していなければ、障害者控除の対象とはなりません。
障害年金を受給されている方、各種医療受給者証を受けている方も同様です。

Q2 障害者控除の要件に2つ以上該当する場合は、どのように記入すればよいですか？



A2 該当する要件すべてに○をつけ、手帳をお持ちの方は等級または障害の程度を記入してください。
障害区分において「1 普通障害」「2 特別障害」の両方に該当する場合は、「2 特別障害」のみ○をつけてください。

障害者控除の要件		障害の状態	障害区分	
			1 普通障害	2 特別障害
①	身体	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害等級が3級～6級の方	障害等級が1級または2級の方
②	精神	精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害等級が右の程度以外の方	障害等級が1級の方
③	療育	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医により、知的障害者と判定された方 ● 療育手帳（みどり・愛・愛護など）の交付を受けている方 	中度または軽度と判定された方 ◎療育手帳の障害程度がB・B1・B2・Cの方 ◎愛の手帳が3～4度の方	重度と判定された方 ◎療育手帳の障害程度がA・A1・A2の方 ◎愛の手帳が1～2度の方
④	戦傷	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害程度が恩給法別表1号表の2の特別項症から第三項症までの方
⑤	原爆認定	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方 ※ 被爆者健康手帳ではありません		該当するすべての方
⑥	⑥に該当	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方 ^(※1)		該当するすべての方
⑦	⑦に該当	常に就床を要し、複雑な介護を要する方（寝たきりの方） ^(※2)		該当するすべての方
⑧	控除認定	年齢65歳以上で、市区町村長や福祉事務所長から、上記①、③または⑥に準ずる障害があると認定され「障害者控除対象者認定書」を交付されている方	右の程度以外の方	上記①、③または⑥の特別障害者と同程度の重度の障害がある方

- ※1 自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている方（日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってもらう必要がある方）をいいます。
- ※2 引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排泄することなどできない状態にあると認められる方のことです。

障害者控除の記入方法

①「障害者控除の要件」を記入してください

身体・精神・療育の手帳の交付を受けている方

▶ 該当する手帳の種類に○をつけ、手帳の「等級」または「障害の程度」を記入してください。

戦傷病者手帳の交付を受けている方

▶ 「戦傷」に○をつけ、D欄に戦傷病者手帳の「障害の程度」を記入してください。

原爆認定・⑥に該当・⑦に該当・控除認定に該当する方

▶ 該当する要件に○をつけてください。

※ 提出の際、障害の程度を示す書類（障害者手帳のコピーなど）の添付は必要ありません。

②「障害区分」に○をつけてください

上の表を参考に「1 普通障害」「2 特別障害」のいずれかに○をつけてください。

! 前年の申告内容と変更がない場合でも、障害者控除の要件は必ず記入してください

〈記入例〉

前年に普通障害を適用している場合
⇒ 障害者控除の要件を記入

障害者控除の要件 ※	身体・級	精神・ 2級	療育・度	障害区分	1 普通障害
	戦傷	原爆認定	⑥に該当		⑦に該当
					2 特別障害

8 所得見積額の計算方法

所得見積額は、収入金額から控除額等を差し引いたもので、控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。

複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し合計してください。

詳しくは、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

収入が公的年金等の場合

$$\text{「公的年金等に係る雑所得の金額」} = \text{「その年に受け取る年金額」} - \text{「公的年金等控除額」}$$

(下表参照)

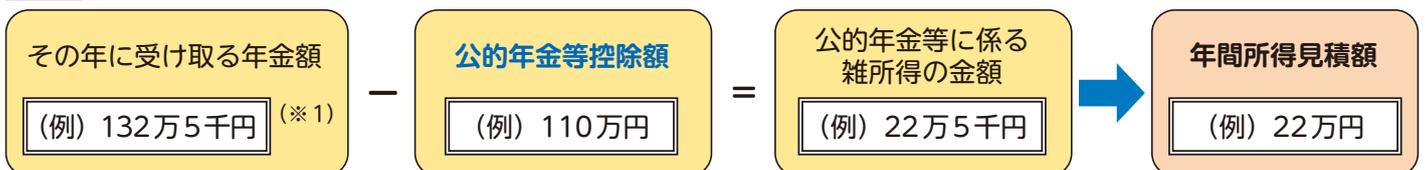
- (1) 公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金、個人型・企業型の確定拠出年金などです。
- (2) 民間の保険会社などで契約している個人年金保険は公的年金等に含まれません。
⇒ 10ページ(収入が個人年金の場合)をご覧ください。
- (3) 障害または遺族を給付事由とする年金は、非課税所得のため、所得見積額には含まれません。

● 公的年金等控除額は、下表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)		65歳未満(昭和35年1月2日以後生まれ)	
受け取る年金額(A)	公的年金等控除額	受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
330万円以下	110万円	130万円以下	60万円
330万円超 410万円以下	(A)×25%+27万5千円	130万円超 410万円以下	(A)×25%+27万5千円
410万円超 770万円以下	(A)×15%+68万5千円	410万円超 770万円以下	(A)×15%+68万5千円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+145万5千円	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+145万5千円

※ 公的年金等以外の所得が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額は、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

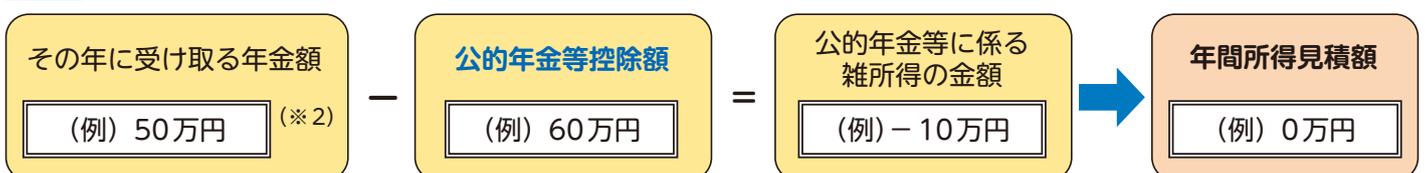
例1 65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)の方で収入が公的年金等のみの場合



※1 老齢(退職)を給付事由とする年金の合計額です(老齢基礎年金も含まれます)。
・介護保険料等の社会保険料が年金から徴収されている場合は、保険料を差し引く前の額になります。

・所得見積額の金額がマイナスとなった場合は、0万円となります。
・万円未満は切り捨てです。

例2 65歳未満(昭和35年1月2日以後生まれ)の方で収入が公的年金等のみの場合



※2 老齢(退職)を給付事由とする年金の合計額です(老齢基礎年金を繰り上げされている場合も含まれます)。

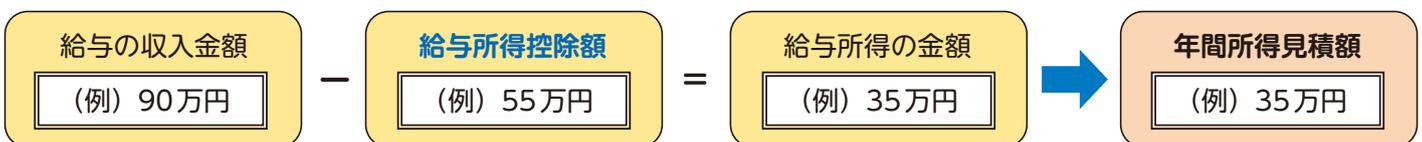
・所得見積額の金額がマイナスとなった場合は、0万円となります。
・万円未満は切り捨てです。

収入が給与の場合

$$\text{「給与所得の金額」} = \text{「給与の収入金額」} - \text{「給与所得控除額」} \quad (\text{下表参照})$$

- 給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与所得控除額の一覧	給与の収入金額(B)	給与所得控除額
	162万5千円以下	55万円
	162万5千円超 180万円以下	(B) × 40% - 10万円
	180万円超 360万円以下	(B) × 30% + 8万円
	360万円超 660万円以下	(B) × 20% + 44万円
	660万円超 850万円以下	(B) × 10% + 110万円
	850万円超	195万円



- ・所得見積額の金額がマイナスとなった場合は、0万円となります。
- ・万円未満は切り捨てです。

収入が公的年金等と給与の場合

次の①または②に該当する場合は、給与所得額から「所得金額調整控除」の額が控除されます。

① 公的年金等所得と給与所得があり、合計した額が10万円を超える場合

$$\text{「所得金額調整控除額」} = \text{「年金所得額」}^{(\ast 1)} + \text{「給与所得控除後の給与所得額」}^{(\ast 1)} - 10\text{万円}$$

※1 10万円を超える場合は10万円

例 65歳以上の方(昭和35年1月1日以前生まれ)で、1年間に受け取る年金の合計額が180万円であり、かつ給与収入が200万円である場合

年金所得額：(年金額180万円) - (公的年金等控除額110万円) = 70万円

給与所得控除額(a)：(給与の収入金額200万円) × 30% + 8万円 = 68万円

所得金額調整控除額(b)：(年金所得の上限額10万円) + (給与所得の上限額10万円) - 10万円 = 10万円

給与所得額：(給与の収入金額200万円) - a (68万円) - b (10万円) = 122万円

年間所得見積額 → (年金所得額70万円) + (給与所得額122万円) = 192万円

② 給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・受給者本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

具体的な計算方法は、
税務署にお問い合わせください。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与の収入金額}^{(\ast 2)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

※2 1,000万円を超える場合は1,000万円

8 所得見積額の計算方法(続き)

収入が個人年金の場合

$$\text{「個人年金の雑所得の金額」} = \text{「その年に受け取る年金額」} - \text{「必要経費」}^{(※)}$$

※ 「必要経費」とは、保険会社等から送られる支払調書に記載されている「年金の支払金額に対応する保険料または掛金額」のことです。

生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取る場合（保険料の負担者と保険金受取人が本人の場合に限ります。）は、次のとおり所得の取扱いが異なります。

●満期保険金等を年金で受領する場合 → 公的年金等以外の「雑所得」になります。

年金で受領する場合の所得見積額の計算方法は、上記「個人年金の雑所得の金額」のとおりとなります。

●満期保険金等を一時金で受領する場合 → 「一時所得」になります。

具体的な計算方法は、税務署にお問い合わせください。

収入が退職手当(一般退職手当等)の場合

$$\text{「退職所得の金額」} = (\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」}) \times 1 / 2$$

(下表参照)

勤続年数 ^(※1)	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 ^(※2)
20年を超える	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※1 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。

・長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

※2 退職所得控除額が80万円に満たない場合は、退職所得控除額は80万円となります。

※3 「一般退職手当等」以外の区分や、2種類以上の区分に該当する退職手当の支払いがある場合などの退職所得の計算方法は、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

令和6年中に退職手当等を有する配偶者・扶養親族がいる方

住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

令和6年中に退職手当等の収入が見込まれる配偶者または扶養親族がいる方で、退職所得を除いた所得見積額が下表に該当する場合には、住民税において配偶者控除等の適用となるため、B欄またはC欄およびE欄に記入してください。

※ 配偶者または扶養親族において令和6年中に退職手当を含む収入がない場合は、E欄の記入は必要ありません。

※ 住民税に関する照会は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

令和6年中に退職手当等を受ける者	B欄・C欄の所得見積額 (所得税の控除対象外)	B欄・C欄の所得見積額から 退職所得を除いた金額 (住民税の控除対象)	申告書への記入方法
配偶者	95万円超	95万円以下	B欄・E欄に必要事項を記入
扶養親族	48万円超	48万円以下	C欄・E欄に必要事項を記入

A欄の「寡婦・ひとり親(住民税のみ該当)」の記入について

退職所得を除いた所得見積額が48万円以下の扶養親族がいる方で、受給者本人が寡婦・ひとり親に該当する場合は、C欄およびE欄の記入と併せてA欄の「寡婦・ひとり親(住民税のみ該当)」にも○をつけてください。

他の所得の計算方法については、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

9 源泉徴収税額

源泉徴収税額は、定期支給期ごとに計算します。

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{定期支給期の支給年金額}^{(\ast 1)} - \text{控除額}^{(\ast 2)}) \times 5.105\% \text{ 所得税率}^{(\ast 4)}$$

- ※1 65歳以上の方で、「介護保険料」「国民健康保険料(税)」「後期高齢者医療制度の保険料」が年金から徴収されている場合、「定期支給期の支給年金額」は、各々の保険料を差し引いた後の額になります。
- ※2 **控除額 = (基礎的控除額(表1) + 人的控除額^(※3)(表2)) × 2カ月**
ただし、次に該当する方は、老齢基礎年金の受給権があるため、控除額から47,500円(月額)が減額されます。
- ・65歳以上で、退職共済年金または老齢厚生年金を受給されている方
 - ・繰上支給の退職共済年金または繰上支給の老齢厚生年金を受給されている方
- 控除額は以下の計算式のとおりとなります。
- 控除額 = (基礎的控除額(表1) + 人的控除額^(※3)(表2) - 47,500円) × 2カ月**
- ※3 この申告書を提出しない場合は、上記計算式の「人的控除額」がない計算式となります。
- ※4 所得税の税率は一律5.105%となります。税率(5.105%)は、所得税率(5%)に復興特別所得税率を加算したものです。なお、老齢厚生年金を受給されている方で、「支給年金額 - 控除額」が月額162,500円を超える部分の税率は10.21%となります。

〔表1〕

	受給者の区分	控除額(月額)
基礎的控除	65歳以上 (昭和35年1月1日以前生まれ)	支給年金額の月割額 × 25% + 6万5千円 (13万5千円未満の場合は、13万5千円)
	65歳未満 (昭和35年1月2日以後生まれ)	支給年金額の月割額 × 25% + 6万5千円 (9万円未満の場合は、9万円)

〔表2〕「人的控除額」は下表の①～⑤により求めた額の合計です。

	区 分	内 容	控除額(月額)	
人的控除	受給者本人にかかる控除	①障害者に該当する場合	普通障害者	22,500円
			特別障害者	35,000円
	配偶者および扶養親族にかかる控除	②寡婦またはひとり親に該当する場合	寡婦	22,500円
			ひとり親	30,000円
		③源泉控除対象配偶者がいる場合	配偶者控除・配偶者特別控除	32,500円
老人控除対象配偶者(70歳以上)	40,000円			
④控除対象扶養親族がいる場合(16歳以上)	扶養親族	1人につき 32,500円		
	特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	1人につき 52,500円		
	老人扶養親族(70歳以上)	1人につき 40,000円		
	⑤同一生計配偶者または扶養親族が障害者に該当する場合 ^(※5)	普通障害者	1人につき 22,500円	
特別障害者		1人につき 35,000円		
同居特別障害者		1人につき 62,500円		

- ※5 障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族(16歳未満)である場合においても適用されます。

10 扶養親族等申告書に関するQ & A

Q1 令和5年分の申告書について、申告した内容を修正する場合はどうすればよいですか？

A1 当共済組合では、すでに令和5年分の申告書にかかる事務処理を締め切っています。令和5年分の申告書の内容を修正される場合は、住所地を所轄する税務署にて令和6年2月からの確定申告で修正してください。

Q2 勤務先に令和6年分の「給与所得者の扶養親族等申告書」を提出する予定です。「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は提出の必要がありますか？

A2 提出は不要です。双方の所得に対して基礎的控除が重複して適用されるため、確定申告により所得税の精算が必要となる場合があります。

Q3 夫婦とも公立学校共済組合の年金受給者です。それぞれに申告書を送られてきましたが、お互いを控除対象配偶者として申告することはできますか。また、同一の子または親族を扶養親族としてそれぞれが申告することはできますか？

A3 お互いを控除対象配偶者として申告することはできません。ただし、どちらか一方が配偶者控除の要件に該当する場合は、相手方の控除対象配偶者として申告することは可能です。なお、同一の子または親族をそれぞれの扶養親族として申告することはできません。どちらか一方の扶養親族として申告してください。

Q4 控除の対象となる配偶者が来年から年金を受給し始める予定ですが、年金額がわかりません。申告書にはどのように記入すればよいですか？

A4 令和6年12月31日時点での扶養親族等の状況を推定し、判断してください。判断が難しい場合は、令和6年分の扶養親族等の控除対象に該当しないものとして申告してください。控除の対象に該当した場合は、令和7年2月からの確定申告にて所得税の精算を行ってください。

Q5 配偶者を除く扶養親族が4人以上いるため、申告書のC欄(扶養親族)に書ききれません。どのように申告すればよいですか？

A5 当共済組合のホームページ(下記参照)から申告書の追加用紙をダウンロードしてください。

☐トップページ ⇒ 年金受給者(待機者)向け手続き
⇒ 年金Q&A(扶養親族等申告書について) をクリック 

追加用紙のダウンロードが難しい場合は、任意の用紙に年金受給者の氏名、年金証書番号、書ききれなかった扶養親族の方の必要事項(漢字氏名、フリガナ、受給者との続柄、生年月日、住所、所得見積額等)を記入し、申告書と併せて提出してください。

Q6 申告書を提出しましたが、到着したか確認することはできますか？

A6 多くの方にご提出いただくため、到着の確認は行っていません。ご了承ください。

所得税については、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

公立学校共済組合本部年金相談窓口 ☎03-5259-1122

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分

